

演習場周辺（砲撃音）住宅防音工事のあらまし



東北防衛局

はじめに

東北防衛局では、自衛隊や在日米軍の演習場の運用に伴う砲撃による騒音の障害を防止又は軽減するために、皆様方がお住まいの住宅に対して防音工事の助成を行っています。

このパンフレットは、皆様方に防音工事の内容と申請の手続き等を知っていただくため、その内容をわかりやすく、ご紹介するものです。



もくじ

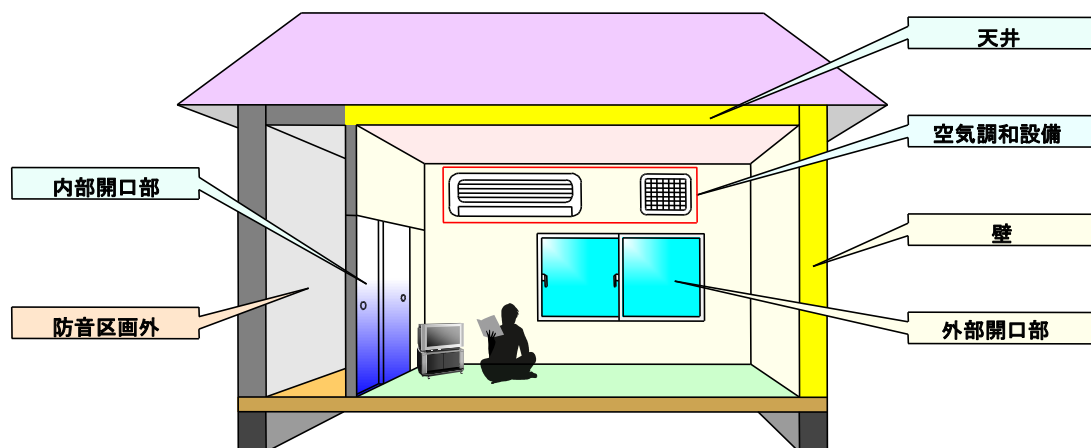
1	演習場周辺住宅防音工事とは	3
2	住宅防音工事の助成の手続き	4
3	補助金の額	5
4	設計事務所及び工事請負業者の選定	5
5	機能復旧工事について	6
6	助成を受けられる場合の注意	7
7	事務手続について	7
8	よくあるご質問	8
9	悪質業者への注意	12

1

演習場周辺住宅防音工事とは

住宅防音工事の内容

(※例：木造系住宅の場合)



◆防衛省の定めた演習場周辺住宅防音事業標準仕方書により防音工事を行って頂きます。◆

※演習場周辺住宅防音事業標準仕方書は、防衛省のホームページ

(http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/pdf/ensyubouon_01_231017.pdf) で確認できます。

区 分		A工法	B工法
施工対象区域		Lcden値8.4以上の区域	Lcden値8.1以上Lcden値8.4未満の区域
計画防音量		25 dB以上	22 dB以上
工 事 内 容	屋根	在来のまま	在来のまま
	天井	最上階	在来天井を撤去し、防音天井に改造
		最上階以外	原則として在来のまま (天井仕様により在来天井を撤去し、防音天井に改造)
	壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ（A工法用）の取付	防音サッシ（B工法用）の取付
	内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸など）の取付	
	床	原則として在来のまま	
	空気調和設備	換気扇及び冷暖房機等の設置 ○換気扇は、防音工事を行う居室に1台設置。ただし、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2居室で1台 ○冷暖房機は最大4台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外	
	その他	防音工事に伴う必要な工事	

■世帯人員＋1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。

■【C特性時間帯補正等価音圧レベル】

Lcden：Day Evening Night Average C Weighted Sound Pressure Level

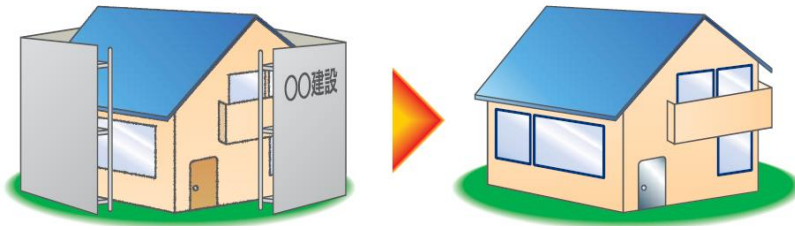
砲撃音は「衝撃性が強い・低周波成分が多い」という特徴を持つ航空機騒音と同様の間欠騒音であることから、航空機騒音の評価方法の考え方に倣い、1日の間に発生した砲撃音の総エネルギー量を1日で平均し、更に砲撃音の特徴である衝撃性及び低周波影響の補正を行った指標を用いて評価をしています。

2

住宅防音工事の助成の手続き



3 • 補助金の額 • • •



住宅防音工事に係る費用は
原則 100%補助です!

限度額が設けられていますので、それを超えた金額は自己負担となります。

また、ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用についても自己負担となります。

4 • 設計事務所及び工事請負業者の選定 •

- 住宅防音工事の実施にあたっては、設計及び工事の施工監理を行う「設計事務所」と、工事を行う「工事請負業者」と、契約を締結していただきます。
- 設計事務所及び工事請負業者については、皆様方ご本人が、その責任において選定していただくことになります。
(国は、工事請負業者等の斡旋はしていません。)
- 契約は補助金の交付決定後に行ってください。
- 契約後に工事に着手してください。
- 交付決定前に工事に着手した場合は補助金を交付できない場合があります。
- 設計事務所と工事請負業者は、それぞれ別の会社(※)にしてください。

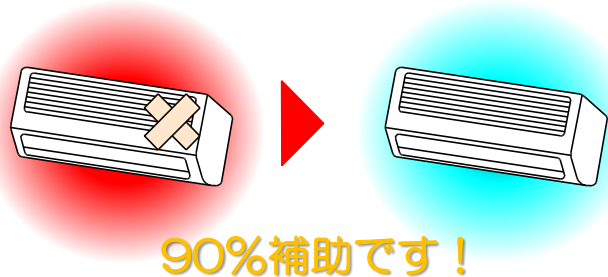
※資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない会社等



5 機能復旧工事について

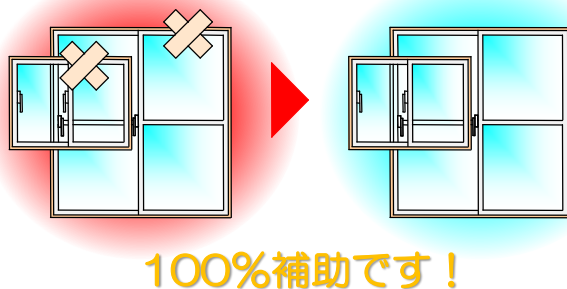
1 空気調和機器の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。
※住宅防音工事により設置した空気調和機器に替えて、補助事業者自らの負担で設置した空気調和機器についても、住宅防音工事完了日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合は対象となります。
- 補助率は90%です。（自己負担は10%となります。）
- ただし、助成を受けられる方が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている方である場合、補助率は100%となります。



2 防音建具の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。
【例】経年劣化によりサッシ（窓）が開閉できない、施錠できない、クレセントを施錠した状態でサッシ（窓）が左右に動く等（サッシメーカー等による診断が必要な場合があります）
※住宅防音工事により設置した防音建具に替えて、補助事業者自らの負担で設置した防音建具についても、住宅防音工事完了日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合は対象となります。
- 補助率は100%です。



6 ・ 助成を受けられる場合の注意 ・ ・ ・

- 住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。
- 設計や工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となる場合がありますので、十分にご注意下さい。（国からお支払いできません）
- 希望者が多い場合は、工事の実施まで時間がかかる場合があります。

7 ・ 事務手続について ・ ・ ・

- 住宅防音工事を実施する上で皆様方には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく各種事務手続を行っていただいています。
- 平成23年度から、地方事務費制度の廃止に伴う措置として、皆様方が行う書類作成等の事務手続については、国や国が委託した者がお手伝いをさせていただきます。
- 令和3年度からは、工事希望者からの希望があれば、事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能となりましたので、希望する場合は、交付申込書の提出前に国が委託した者又は国に申し出てください。

（注 意）

- 皆様方が自ら事務手続を行う場合においても、要した費用をお支払いすることはできません。
- 皆様方をお手伝いするための費用は、国が委託先に直接支払いますので、皆様方へのご負担はありません。
- 国の職員や国が委託した者などが、一時的であっても、皆様方へ金銭を請求することはありませんので、もし、金銭を要求された場合は、要求に応じず、東北防衛局までご連絡ください。
- 電子メールでのやり取りを希望する場合は、各種書類に必要事項を記入した後、自らがPDF形式に変換した上で電子メールにより送付していただく必要がありますので、書類をPDF化できる設備（スキャナー等）が必要となります。



8 よくあるご質問



Q1

住宅防音工事の対象となる住宅は、どんな住宅ですか？

演習場ごとに決められた時期までに建てられた住宅が対象となります。下記の表をご確認ください。

希望届をお出しいただく前に不動産登記簿等で建設時期をご確認ください。

詳しくは東北防衛局にお問い合わせください。



A1

対象地域	対象時期	対象地域	対象時期
王城寺原演習場周辺	平成11年9月30日	岩手山中演習場周辺	平成24年5月17日



Q2

私の家は住宅防音工事の対象区域に入っていますか？

東北防衛局に置かれた「縦覧図」で確認できます。
また、東北防衛局にお問い合わせいただいても結構です。



A2



Q3

家を建て替えた場合、住宅防音工事の対象となりますか？

対象区域を指定した時に建っていた住宅については、その住宅を取り壊した時の所有者か居住者の方が、建て替えた後の住宅で防音工事をする場合に対象となります。



A3



Q4

住宅防音工事希望届はどこにありますか？

東北防衛局のホームページに掲載しています。
所要事項を記入のうえ、東北防衛局へ郵送又は電子メールで送付して下さい。

（宛先は住宅防音工事希望届に記載されています。）

<https://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/procedure/benefits/page67-2.html>



A4



Q5

住宅防音事業補助金交付申込書を提出すれば、防音工事が出来るのですか？

ご提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。

場合によっては対象とならないことがあります。



A5



Q6

工事請負業者がよく営業に回ってきますが、国が工事請負業者を指定しているのですか？

国が工事請負業者を指定、斡旋することはありません。
工事請負業者は皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。



A6



Q7

工事請負業者等との契約は、誰が行うのですか？

皆様方ご本人が交付決定後に工事請負業者等と契約を結んでいただきます。工事は契約締結後、実施していただきます。



A7



Q8

防音工事と併せて、床等の張り替え工事も出来ますか？

可能ですが、その分は自己負担となります。
詳しくは、東北防衛局までお問い合わせ下さい。



A8



Q9

防音工事を実施した家を売りたいのですが？

所要の手続きが必要となりますので、東北防衛局までお問い合わせ下さい。



A9



Q10

防音工事を実施した家を改造したいのですが？

所要の手続きが必要となりますので、東北防衛局までお問い合わせ下さい。



A10



Q11

交付申込書を提出するときに、どのような書類が必要ですか？

以下の書類が必要となります。※1

- ① 登記事項証明書又は家屋所在証明書
- ② 住民票(世帯全員記載のもの)
- ③ 運転免許証等の写し(現地調査時等に運転免許証等により本人確認をする場合は添付不要)※2

※1 ①及び②は交付申込書の提出前の3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。

※2 借家の場合は所有者と借家人両者のものがが必要です。
運転免許証等とは、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険の資格確認書、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるものをいいます。

注1 書類を揃える前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認することをお勧めします。

注2 「告示日以降に住宅を建て替えた」「相続等による名義変更が未済」などの場合には、別途提出していただく書類がありますので、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。

注3 個人番号並びに被保険者等記号・番号等が記載された書類については、当該記載に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。



A11



住宅防音工事標準仕方書に記載されていないサッシなどを使用することは可能ですか？

Q12

住宅防音工事標準仕方書に記載されていないサッシなどの使用については、遮音性などの一定の性能を満たす場合には、アルミ製、樹脂製にかかわらず木製サッシなども使用することも可能となりますので、具体的なご要望がある場合には、東北防衛局にお問い合わせください。

なお、現在使用している製品よりも高価な製品を使用する場合、そのグレードアップするための費用は自己負担となります。



A12

【MEMO】

9

悪質業者への注意

- 一部工事請負業者による悪質（強引、巧妙）な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。
- 国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意ください。
- 工事請負業者との契約は補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。
- 皆様方の事務手續のお手伝いについて、国が委託先以外の者に依頼することはありません。
なお、その費用を皆様方に請求することはありません。



【MEMO】

住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

○東北防衛局 企画部
防音対策課 住宅防音係
〒983-0842
宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号
022-297-8216
ホームページアドレス
<https://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/>

案 内 図

